

改正 平成29年7月10日原規法発第1707101号 原子力規制委員会決定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第1311275号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））の一部を次のように改正する。

平成29年7月10日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、平成29年7月10日から施行する。

(別添)

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
(別表)				(別表)			
条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間	条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第55条 の4第1 項	核燃料物質 の使用者で ある法人の 合併及び分 割に係る認 可	基準は、 <u>第55条の4第2 項において準用される第5 3条第1号及び第3号に規 定されている。(※2)</u>	<u>60日間</u>	(新設)			
第56条	核燃料物質 の使用の許 可の取消し 等	基準は、 <u>第56条に規定さ れている。(※3)</u>		(新設)			
(削除)				第56条 の3第1 項	核燃料物質 の使用者の 保安規定の 認可	基準は、 <u>第56条の3第2 項に規定されている。 同項については、「使用施設 等における保安規定の審査 基準」(原規研発第1311 275号(平成25年11</u>	<u>90日間</u>

						月27日原子力規制委員会決定))を基とし、個々の事案毎に判断する。	
					核燃料物質の使用者の保安規定の変更の認可	同上	60日間
(削除)				第56条の3第3項	核燃料物質の使用者が定めた保安規定の変更命令	基準は、第56条の3第3項に規定されている。(※3)	
第56条の4第1項	使用施設等の使用の停止等	基準は、第56条の4第1項及び燃料使用規則によるものとする。(※3)		(新設)			
第56条の4第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第56条の4第2項及び燃料使用規則第2条11の10に規定されている。燃料使用規則第2条11の10については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。		(新設)			

第57条 第1項	核燃料物質 の使用者の 保安規定の 認可	基準は、第57条第2項に規定されている。 同項については、「使用施設等における保安規定の審査基準」(原規研発第1311275号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を基とし、個々の事案毎に判断する。	90日間	(新設)			
	核燃料物質 の使用者の 保安規定の 変更の認可	同上	60日間				
第57条 第3項	核燃料物質 の使用者が 定めた保安 規定の変更 命令	基準は、第57条第3項に規定されている。(※3)		第57条 第3項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第57条第3項及び燃料使用規則第3条の3に規定されている。燃料使用規則第3条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
第57条 の2第 1項	核燃料物質 の使用者が 定めた核物	基準は、第57条の2第2項において準用する第12条の2第2項及び燃料使用規	90日	第57条 の2第 1項	核燃料物質 の使用者が 定めた核物	基準は、第57条の2第2項において準用する第12条の2第2項及び燃料使用規	90日

	質防護規定の認可	則第2条の11の10に規定されている。燃料使用規則第2条の11の10については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。			質防護規定の認可	則第3条の3に規定されている。燃料使用規則第3条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
第57条の2第2項	核燃料物質の使用者が定めた核物質防護規定の変更の命令	基準は、第57条の2第2項において準用する第12条の2第3項及び燃料使用規則第2条11の10に規定されている。燃料使用規則第2条11の10については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。		第57条の2第2項	核燃料物質の使用者が定めた核物質防護規定の変更の命令	基準は、第57条の2第2項において準用する第12条の2第3項及び燃料使用規則第3条の3に規定されている。燃料使用規則第3条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第60条第2項	保安のために必要な措置命令	基準は、第60条第1項及び第2項並びに核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成12年総理府令第125号）第2条に規定されている。 <u>(※3)</u>		第60条第3項	(新設)		

	特定核燃料物質の防護のために必要な措置命令	基準は、 <u>第60条第1項及び第2項並びに核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成12年総理府令第125号）第3条に規定されている。</u> (※3)			特定核燃料物質の防護のために必要な措置命令	基準は、 <u>第60条第2項及び第3項並びに核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成12年総理府令第125号）第3条に規定されている。</u> (※3)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>第61条の5の2第1項</u>	<u>国際規制物資使用者である法人の合併及び分割に係る認可</u>	同上	<u>30日間</u>	(新設)			
<u>第61条の6</u>	<u>国際規制物資の使用の許可の取消し等</u>	基準は、 <u>第61条の6に規定されている。</u> (※3)		(新設)			
<u>第61条の8第1項</u>	計量管理規定の認可 (略)	基準は、 <u>第61条の8第2項に規定されている。</u> (※2) (略)	30日間 (略)	<u>第61条の8第1項</u>	計量管理規定の認可 (略)	同上 (略)	30日間 (略)
<u>第61条の8第3項</u>	<u>計量管理規定の変更の命令</u>	基準は、 <u>第61条の8第3項に規定されている。</u> (※3)		(新設)			

第61条 の9	国際規制物 資の返還又 は譲渡の命 令	基準は、第61条の9に規定 されている。(※3)		(新設)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第61条 の16第 1項	指定情報処 理機関の業 務規定の認 可	※7	※6	(新設)			
	指定情報処 理機関の業 務規定の変 更の認可	同上	※6				
第61条 の16第 3項	指定情報処 理機関の業 務規定の変 更の命令	基準は、第61条の16第3 項に規定されている。(※3)		(新設)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第61条 の19	指定情報処 理機関の業 務規定に係 る適合命令	基準は、第61条の12に規 定されている。(※3)		(新設)			

第61条 の20	情報処理業 務の全部若 しくは一部 の休止又は 廃止の許可	※7	※6	(新設)			
第61条 の21	指定情報処 理機関の指 定の取消し 等	基準は、第61条の21に規 定されている。(※3)		(新設)			
第61条 の23の 2	指定保障措 置検査等実 施機関の指 定	基準は、第61条の23の 4、国際規制物資の使用等に 関する規則(昭和36年総理 府令第50号。以下「国際規 制物資使用規則」という。)第 4条の10及び第4条の1 1に規定されている。(※2)	※6	第61条 の23の 2	指定保障措 置検査等実 施機関の指 定	基準は、第61条の23の 4、国際規制物資の使用等に 関する規則第4条の10及 び第4条の11に規定され ている。(※2)	※6
第61条 の23の 8第1項	指定保障措 置検査等実 施機関の業 務規定の認 可	※7	※6	(新設)			
	指定保障措 置検査等実	同上	※6				

	施機関の業務規定の変更の認可						
第61条の23の8第3項	指定保障措置検査等実施機関の業務規定の変更の命令	基準は、 <u>第61条の23の8第3項</u> に規定されている。 (※3)		(新設)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第61条の23の11第2項	指定保障措置検査等実施機関の保障措置検査員の選任の認可	基準は、 <u>国際規制物資使用規則第4条の10</u> に規定されている。(※2)	30日間	第61条の23の11第2項	指定保障措置検査等実施機関の保障措置検査員の選任の認可	基準は、 <u>国際規制物資の使用等に関する規則第4条の10</u> に規定されている。(※2)	30日間
第61条の23の12	指定保障措置検査等実施機関の役員又は保障措置検査員の解任命令	基準は、 <u>第61条の23の12</u> に規定されている。(※3)		(新設)			

第61条 の23の 14	指定保障措 置検査等実 施機関に対 する監督命 令	基準は、第61条の23の1 4に規定されている。(※3)		(新設)			
第61条 の23の 15	保障措置検 査等実施業 務の全部若 しくは一部 の休止又は 廃止の許可	※7	※6	(新設)			
第61条 の23の 16	指定保障措 置検査等実 施機関の指 定の取消し 等	基準は、第61条の23の1 6に規定されている。(※3)		(新設)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【その他】				【その他】			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
国際規制 物資使用 規則第4 条の27	相互流用又 は予備費の 使用に係る 承認を要す	※7		(新設)			

第3項	る経費の指定						
	原子力規制委員会が指定する経費の金額に係る相互流用又は予備費の使用の承認	同上		30日間			
国際規制物資使用規則第4条の28	繰越しに係る承認を要する経費の指定	同上			(新設)		
第1項	原子力規制委員会が指定する経費の金額に係る繰越しの承認	同上		30日間			
国際規制物資使用規則第4	会計規程の基本的事項の承認及び	同上		30日間	(新設)		

条の30 第2項	変更の承認						